

秋田市地域生活支援拠点等事業所の登録等に関する要綱

〔 令和 8 年 3 月 27 日
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障がい者および障がい児（以下「障がい者等」という。）の障がいの重度化、高齢化および「親亡き後」に備え、障がい者等の地域生活を推進することを目的とした地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令の例による。

(事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げる必要な機能を備えた複数の事業所および機関による面的な支援体制の整備とする。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、障害福祉サービスの利用および一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な障がい者等、行動障害を有する障がい者等および高齢化に伴い障がいが重度化した障がい者等に対して、専門的な対

応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応することができるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 前項各号に掲げる機能の全部又は一部を担い、次条の規定により登録した事業所を地域生活支援拠点等事業所（以下「拠点事業所」という。）とする。

（拠点事業所の登録）

第4条 拠点事業所として事業を行おうとする事業者は、秋田市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に、第3条第1項各号に掲げる機能を担う事業所であることを規定した運営規程を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業所を運営する者でなければならない。

(1) 指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業所の指定を受けていること。

(2) 指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業所の指定を受けていること。

(3) 指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、拠点事業所として登録し、秋田市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（変更の届出等）

第5条 拠点事業所の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録の内容に変更があったときは、10日以内に、秋田市地域生活支援拠点等事業所変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、拠点事業所を廃止し、もしくは休止しようとするときはその廃止もしくは休止の日の1か月前までに、休止した拠点事業所を再開したときは10日以内に、秋田市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（調査等）

第6条 市長は、登録事業者に対し、事業の運営状況について、随時報告を求めることができるほか、必要に応じて調査を実施することができる。

（遵守事項）

第7条 登録事業者は、事業の趣旨およびその担う機能について十分に理解し、第3条第1項各号に掲げるその担う機能を適切に実施できるよう留意しなければならない。

2 拠点事業所の従業者は、その業務に関して知り得た障がい者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（登録の取消し等）

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 登録の要件に適合しなくなったと認められるとき。

(2) 虚偽の届出により登録を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、当該事業者に対し文書で通知する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。